

令和4年土幌町議会第1回定例会

1 議事日程 令和4年3月4日（金曜日）午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 会期の決定

（諸般の報告）

日程番号3 行政報告

日程番号4 教育行政報告

日程番号5 監報告第1号 例月出納検査報告

日程番号6 議案第1号 令和3年度土幌町一般会計補正予算

日程番号7 議案第2号 令和3年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程番号8 議案第3号 令和3年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算

日程番号9 議案第4号 令和3年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算

日程番号10 議案第5号 令和3年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算

日程番号11 議案第6号 令和3年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算

日程番号12 議案第7号 公平委員会委員の選任について

日程番号13 議案第8号 土幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例案

日程番号14 議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号15 議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号16 議案第11号 土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号17 会議案第2号 土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号18 議案第12号 土幌町消防団条例の一部を改正する条例案

2 出席議員

1番	加藤 宏一	2番	河口 和吉	3番	大西 米明	5番	伊藤 健蔵
6番	清水 秀雄	7番	牧野 圭司	8番	曾我 弘美	9番	中村 貢
10番	森本 真隆	11番	大野 明	12番	矢坂 賢哉	13番	秋間 紘一

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

教育長	土屋 仁志	代表監査委員	佐藤 宣光
農業委員会会長	森本 耕二		

5 土幌町長職務代理者の委任を受けて出席した者

総務企画課長	亀野 倫生	会計管理者	上野 清子
町民課長	藤内 和三	保健福祉課長	藤村 延
健康介護担当課長	三島 裕子	産業振興課長	西野 孝典
建設課長	田中 敏博	建設課施設担当課長	上山 英樹

子ども課長	角田 淳二	特老施設長	齋藤 英雄
病院事務長	増田 達也	消防課長	土屋 政勝

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	小野寺 務
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 若原 裕

8 職務のため出席した者

事務局長	佐藤 慶岩	総務係長	猪狩 賢明
------	-------	------	-------

議事録 令和4年3月4日

会議の経過

(午前10時00分)

1	秋間議長	<p>ただいまの出席議員は12名です。</p> <p>定足数に達していますので、令和4年第1回土幌町議会定例会を開会いたします。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、加藤宏一議員及び2番、河口和吉議員を指名します。</p>
2	秋間議長	<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。本定例会の会期は、去る2月28日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から3月11日までの8日間とし、本日配付した会期日程表のように付議したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日から3月11日までの8日間に決定いたしました。</p> <p>これから諸般の報告を行います。</p> <p>閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告のとおりです。</p> <p>次に、十勝圏複合事務組合議会及びとちかち広域消防事務組合に関する報告は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>なお、各事務組合に関する審議内容等につきましては、議員控室に</p>

3

亀野
町長職務
代理者

配置しておりますので、随時閲覧を願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、行政報告、町長職務代理者総務企画課長から行政報告の申出がありますので、これを許します。町長職務代理者総務企画課長、登壇願います。

本日ここに、令和4年第1回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多用の折りにもかかわらずご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

まず、行政報告に先立ちまして、本来であれば、町長から今後の施政方針を申し上げるところですが、今議会に理事者不在のまま開会することをお許しいただくとともに、深くお詫び申し上げます。

また、町長不在の中でも町政の停滞を招かず、町民皆様にできるだけご迷惑をお掛けしないために、今まで以上に議員各位や職員との連携を緊密に行い、町政執行には万全を期して参りますので、ご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

それでは、昨年12月定例町議会以降の行政の経過をご報告申し上げます。

去る1月27日にご逝去されました、土幌町名誉町民14代土幌町長小林 康雄氏の町葬についてであります。

2月6日、土幌町総合研修センターにおいて北海道知事・美濃市長をはじめ町内外から多数のご参列を賜り、厳かに執り行われたところであります。

議員各位には葬儀役員としてご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

なお、2月22日付けで、前土幌町長 小林 康雄氏に対する生前の功績が認められ従五位旭日小綬章が決定されたことをご報告申し上げます。今後は、正式に伝達式を執り行い小林氏のご遺族様に手渡す予定でございます。ここに謹んで前土幌町長 小林 康雄氏の多大な功績に敬意を表し、感謝申し上げますとともに心からのご冥福をお祈りいたします。

続きまして、町長職務代理者についてであります。1月27日より地方自治法の規定に基づき高木副町長が務め、また、2月17日付けで副町長が退任された翌日からは、私、総務企画課長の亀野が務めておりますことを合わせてご報告申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況についてであります。年明けからデルタ株から感染力の強いオミクロン株に置き換わり急速に感染が拡大しております。1月下旬からは十勝管内においても拡大し、昨年6月20日から北海道が公表している感染者の累計は、2月22日時点で3,907人となり、町内感染者も35人で、特に1・2月は23人と多くなっております。

また、町関係施設において職員からの発生も複数確認され、町民の皆様大変ご心配をおかけし、お詫び申し上げるとともに今後においても緊張感をもって感染対策に取り組んで参りたいと存じます。

次に、3回目のワクチン接種についてであります。約4,600人分の接種を見込み計画を進め、1回・2回目接種同様、医療従事者を優先し昨年12月27日から接種を開始し、本年5月までを目途に接種を終える予定となっております。

接種の状況ですが、1月12日から高齢者施設等の入所者を対象とし、引き続き65歳以上の一般高齢者を対象に2月1日から接種を随時開始しております。

国は、これまで2回目接種完了からの接種間隔は、原則8ヵ月以上とすることで期間を示しておりましたが、今般のオミクロン株の急速な感染拡大が懸念される中で、感染拡大に更なる万全を期すため、2月から6ヵ月に短縮できる旨の方針が示されたことで、1日の接種人数や接種日を増やすなど、接種計画の前倒しを行い希望する高齢者と施設等職員は3月1日までに接種を終えたところでございます。

なお、ワクチンの廃棄を防ぐため、キャンセル待ちも随時受け付けており、登録いただいた方には、希望日を調整し接種を実施しております。

ワクチンについては、現在ファイザー社と武田・モデルナ社の2種類が薬事承認されており、原則、接種者が選択できますが、安全に接種できるよう使用するワクチンは日ごとに1種類と定めています。しかしながら国からは随時配給されているものの町の希望どおり入荷していないのが現状であり、必ずしも希望するワクチンを予定どおり接種できないのが現状であります。

2月22日現在の接種状況は、2回目接種修了者が5,047人(90.9%)で、3回目接種対象者(18歳以上)は4,773人、うち接種終了者は1,288人(27.0%)、高齢者は1,056人(53.4%)となっております。まずは、感染防止及び重症化を防ぐため、町民の方が安心して早期に接種できる体制を整備しつつ、副反応等の情報につきましても役場日より、町ホームページや防災ラジオ等を活用して不安解消に努めて参ります。

なお、高齢者や障がいをお持ちで移動手段に支援が必要な方に対するハイヤーでの送迎事業につきましても1・2回目同様実施しております。

次に、5歳から11歳の児童の1回目の接種は、3月7日から開始する予定で、段階的に2月18日から保護者へ接種券等を送付しました。保護者が安心して接種を受けさせられる体制構築を目指し、音更町と帯広市内の小児科病院の協力の下、接種体制を整備しております。

次に、高齢者の外出の機会である、各地域公民館のふれあい・いき

いきサロン等は、1月27日から3月6日までのまん延防止等重点措置期間中は一旦休止しております。

町が主催する健診、予防接種及び介護予防事業の教室等は、感染防止対策を講じながら実施し、乳幼児や高齢者の健康管理、維持に努めてきたところであります。対面での相談などに不安を抱く方々には、電話やリモートを活用するなどニーズに応じたきめ細かい対応をしており、支援を必要とする方々が孤立しないよう工夫して事業を推進しております。

また、社会福祉協議会をはじめ町内の介護・障がい福祉サービス事業所と連携して、コロナ禍でも高齢者や障がい者がいきいきと生活できるための支援を継続して参ります。

次に、感染拡大の影響による子育て世帯の支援については、児童手当支給要件（中学生まで）に該当する世帯と高校生等のいる世帯に対し、対象児童1人あたり10万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金事業では、393世帯（710人）に、7,100万円を昨年12月29日から随時支給しております。住民税非課税世帯への臨時特別給付金事業は、対象世帯あたり10万円を支給する事業で、533世帯、5,330万円を3月2日に支給しております。

また、低所得の高齢者等の町独自事業は、燃料費高騰に伴う臨時冬期暖房費助成事業として、1世帯あたり1万1千円分の土幌町共通商品券を341世帯（375万1千円分）に12月下旬から配布し、高齢者等生活費扶助費事業として、一定の条件に該当する高齢者等の8世帯に32万円を給付し、生活の支援を行っております。

次に、農村地域の光ファイバー網の整備事業であります。本事業は、令和2年度予算を繰り越し、令和3年度に町内の整備を完了、令和4年4月以降に、各家庭へのサービスを開始する予定でしたが、昨年12月、NTT東日本より、新型コロナウイルス感染症の影響による資材不足により、今年度中に完了させることができないとの報告を受けたところであります。十勝管内では、本事業で整備する13自治体中、本町を含め3町が今年度中の整備完了に至らず、令和4年度に繰り越すこととなりました。現在の予定では、令和4年7月までに町内の整備を完了させ、それ以降、順次各家庭にサービスを提供することとなります。住民の皆様には、大変ご迷惑をおかけする事態となりましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、事業者に対しては、できるだけ早く完了させることを引き続き強く要望して参ります。

次に、観光業についてであります。宿泊施設に宿泊する際の料金の一部を割引するのとあわせ、観光施設で利用できるクーポン券を配布する宿泊・観光割引事業「しほろ割」を昨年10月から実施し、宿泊・観光施設の利用促進や消費喚起など大きな効果が得られたものと捉

えておりますが、オミクロン株による感染急拡大の影響もあり、「道の駅ピア21しほろ」の昨年4月から1月末までの来場者数は、26万8千人（前年28万1千人、前々年37万3千人）となり、依然として厳しい状況が続いております。

また、同じく本町の観光拠点である「しほろ温泉プラザ緑風」におきましても、入込客数や売上高とも回復までには至らず、北海道の旅行助成事業「どうみん割」の利用停止も重なり大変厳しい状況が続いておりますが、引き続き施設の指定管理者や関係事業者と連携し、感染症対策を徹底したうえで、必要な支援とあわせ地域経済や観光需要の回復に向けた取り組みを進めて参りたいと存じます。

また、農畜産物加工研修施設（愛称：しほろキッチン）については、加工室の利用を制限しつつ、感染拡大防止対策を十分にとり安全・安心を最優先に町民加工研修を実施し、食育学習の一助を担う「大地くんと学ぼう」事業では、町内2つの小学校から児童の受け入れをしており、2月末までの施設利用者数は120人（前年度47人）と一昨年度（402人）に比べ大幅に減少している状況ではありますが、今後においても、地域の方々が利用しやすい施設運営に努めて参りたいと存じます。

このような中、指定管理者である（株）チアーズでは、施設利用を通じ土幌高校との連携を深め、地域資源を活用した新商品開発や製造方法の研究、オンラインショップを活用した販路拡大等についても積極的に展開しているところであり、引き続き地域の活性化につながるよう取り組みを進めて参りたいと存じます。

次に、商工業関係であります。町内経済の回復・活性化を目的に実施した「しほろ生活応援プレミアム商品券」発行事業については、第1弾並びに昨年10月から実施した第2弾（いずれも割増率30%）をを合わせ、発行総額1億8,230万円、購入者数は延べ4,956人（第1弾：2,377人、第2弾：2,579人）となり、町内の商店事業所等の94店舗において食料品や生活用品をはじめ、家庭燃料、飲食サービスなど、事業形態や業種を問わず広く利用されたことにより町内での購買が一層活発化され、さらには、第2弾の商品券発行と同時期に配布をした「飲食店専用クーポン券」に加え、土幌町商工会による「しほろ飲食店スタンプラリー」の実施により、テイクアウトを含め、飲食店の利用促進に大きな効果が得られたものと捉えております。

また、1月21日の臨時町議会において補正予算の議決をいただきました「事業・雇用継続応援支援金」及び「第三者認証取得促進給付金」につきましては、2月末を期限としてそれぞれの給付申請を受け付け、審査等の手続きを経て、速やかな給付事務に努めているところであります。

次に、農業情勢であります。新型コロナウイルス感染症の影響長

期化に伴い、牛乳・乳製品の需要の落ち込みによる全道的な増産抑制方針が示されるなど、脱脂粉乳・バターの過剰在庫の解消はもとより、生乳の需給改善対策が喫緊の課題となっているところであります。年末年始の生乳廃棄は回避されましたが、今後、春休みや大型連休の影響から再び供給過多になる恐れがあるなど予断を許さない状況が続いており、継続した消費喚起対策が求められております。

そのような中、土幌町酪農振興活性化協議会からの町内各施設への牛乳・乳製品の無償提供をはじめ、各機関・団体による行事・会議等での牛乳の無償配布など、町内における消費拡大の取組が進められているところであります。さらには、土幌町農業振興対策本部が中心となり、町内事業者からご寄附いただいた貴重な浄財を財源とし、1月21日の臨時町議会において補正予算の議決をいただいた「牛乳・乳製品消費拡大緊急事業」による町内全世帯へのクーポン券の配布やワクチン接種会場での牛乳の無償配布などを実施しているところであり、引き続き関係機関との連携の下、牛乳・乳製品の消費拡大に向けた効果的な取り組みを展開して参りたいと存じます。

次に、国道241号の整備要望についてであります。北十勝4町国道整備促進期成会において、冬期通行の安全確保対策と併せて、27号から上土幌町界までの道路交通安全対策（歩道整備）を要望しております。

次に、「国営かんがい排水事業」の執行状況についてであります。「富秋土幌川下流地区（土幌町内・明渠排水路3条、L=11.2km）」は、実勝排水路1.9kmの工事を実施しております。この事業の完成により周辺農地への湛水被害が解消され、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資する効果が大きいものであり、関係機関のご努力と地区関係者のご協力に深く感謝するものであります。

次に、昨年11月9日から10日にかけての大雨による災害の復旧状況についてご報告申し上げます。

被災箇所の迅速な復旧を行うために11月16日に補正予算を専決処分させていただき、その後第4回定例議会において報告し、ご承認いただいたところであります。

この大雨による被害状況としましては、下居辺地区、佐倉地区を中心に町内各所において、道路側溝や横断管、明渠が土砂で埋塞し、畑や道路にも流入したほか、河川法面の崩壊も発生したところです。

春先の融雪時期に間に合うように災害復旧工事を進めて参りまして、予定通り工事を完了しております。

また、居辺川においては、農地の一部が流亡したところが2箇所あるほか、過年度に災害復旧した護岸の損傷が1箇所あり、これらについては河川管理者である帯広建設管理部が災害復旧事業を行う予定であります。

その他既に発注済みの工事は概ね完成しておりますが、現在施工中の工事についても、年度内に完成する予定であります。

次に、行事等の経過であります。1月6日には、町功労者表彰式及び新年交礼会が行われました。式の冒頭では、名誉町民の鈴木 洋一氏と中島 康夫氏のレリーフが完成したことから除幕式を実施し披露させていただきました。

また、町功労者表彰では、教育文化功労賞に土幌町体育指導員並びに土幌町スポーツ推進委員を務められた仲通 吉田 均さんと、共益古川 幸郎さんに、善行賞に152回の献血を続けてこられた神苑小林 隆さんの3名が受賞されました。

引き続き開催した新年交礼会には、町民をはじめ町内外の各関係機関の代表者ら74名のご参加をいただいたところであります。

1月9日には、成人式を開催いたしました。当日は新成人54名のうち、40名が出席、たくましく成長されたことを祝い、これからの未来が希望に満ちたものであるよう、若い力に大きな期待をしたところであります。式典では、堀江 来美さんが成人を代表して「誓いの言葉」を宣誓され、心に残る成人式となりました。

次に、開町100周年記念誌作成については、1月25日に第4回編集委員会を開催し、現在最終調整を行っており今月末に発刊予定となっております。

受章関係では、睦の後藤 きよみさんと、北斗運輸株式会社（久保武美 代表取締役社長）が、公益のため多額のご寄附をされたことにより紺綬褒章を受章され、町より伝達を行いました。

表彰関係では、5件の受賞がありました。

1件目は、勝和の久保田 勇さんが統計調査員として、これまで数多くの統計調査に御協力いただき、地方自治の発展にご尽力された功績が認められ総務大臣表彰を受賞されました。

2件目は、社会福祉法人温真会理事長の松浪 浩之さんが、永年にわたり社会福祉施設の運営に尽力された功績が認められ社会福祉功労者厚生労働大臣表彰を受賞されました。

3件目は、元町議会議員の和田 鶴三さんが、永年にわたり地方自治の振興発展に尽力された功績が認められ北海道社会貢献賞を受賞されました。

4件目は、町選挙管理委員会（河江 信一委員長）が、第49回衆議院議員総選挙において、投票率向上に貢献した功績が認められ北海道選挙管理委員会表彰を受賞されました。

5件目は、佐倉南区の山岸 均さんが、省力化機器の導入による経営改善、酪農ヘルパーの安定雇用体制の構築や次代を担う若手酪農家の育成に貢献され、酪農経営の模範となり北海道酪農の発展に寄与されたとして、3月1日に第54回宇都宮賞（酪農経営の部）を受賞され

ました。

次に、国民健康保険病院の令和3年度決算見込みについてご報告申し上げます。

まず、患者の決算見込数では、入院で令和2年度と比較しまして102.3%の13,603人、外来で96.3%の16,099人となる見込みであります。

また、決算見込額については、病院事業収益は令和2年度と比較しまして、4,522万円増の4億7,589万円の見込みで、入院では1,911万円の増、外来では1,064万円の減となる見込みであります。

病院事業費用は、令和2年度と比較しまして、3,541万円増の8億7,394万円の見込みで、給与費では1,722万円、そのほかに診療材料費や経費でそれぞれ増となる見込みであります。

収益と費用を差し引いた収支不足額は、令和2年度と比較して981万円減の3億9,805万円（他会計負担金を含まない実質純損失額）となる見込みであります。

一般会計が負担する他会計負担金は、現金収支で支障が生じない額を繰り出すこととし、令和2年度と比較して5,360万円減の3億5千万円となる見込みであり、令和3年度純損失額は、令和2年度と比較して4,378万円増の4,805万円となる見込みであります。

なお、詳細につきましては、「決算見込の状況」として資料を添付してありますのでご参照願います。

令和3年度は、常勤医師4人（うち1人は6ヶ月の短期雇用）態勢でスタートし、7月には医師1人を採用しましたが、体調不良や雇用期間満了による2人の医師の退職、さらに本年2月末で宮西院長が退職したことにより、現在、常勤医師2人となっております。この3月につきましては、外来診療を午前は1診態勢、午後は一部休診としており、非常勤医師を確保しながら新型コロナウイルスワクチン接種業務などにあたっているところであります。

4月からは常勤医師1人の採用を予定しておりますが、引き続き常勤医師の確保に努めるとともに、帯広協会病院総合診療科や社会医療法人即仁会北広島病院からの非常勤医師の派遣、札幌医科大学呼吸器・アレルギー内科をはじめとする各医大・教室からの当直の応援など、関係機関と協議・調整を進めており、町内唯一の医療機関であり、福祉村の中核施設である国保病院が、地域医療の役割を十分果たせるよう、医師の確保とあわせ医療サービスの向上に取り組んで参ります。

このほか、今期議会に上程する案件は、令和3年度補正予算6件、人事案件1件、条例の一部改正5件、3月20日に町長選挙がありますので、政策予算を除く経常経費を計上した骨格予算となる令和4年度各会計予算8件をあわせ、20件であります。

提出議案について、それぞれ詳細をご説明させていただきますので、充分ご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、行政報告にか

4 秋間議長	えさせていただきます。
	日程第4、教育行政報告、教育長から教育行政報告の申出がありましたので、これを許します。教育長、登壇願います。
土 屋 教 育 長	令和4年第1回定例会の開会にあたり、教育行政報告を申し上げます。
	はじめに、町内小・中学校、高等学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について、報告いたします。
	本年に入り、町内でも感染者が増えてきており、昨年12月の定例会以降、2月24日までの間に、土幌小学校で児童11名、教職員2名、中央中学校で生徒1名、土幌高等学校で生徒1名の感染が確認されております。このうち、土幌小学校においては、校内での感染拡大の可能性があったことから、2月22日から27日まで学校閉鎖の措置をとり、感染の拡大防止に努めたところであります。
	また、2月7日から3月6日までの間、中学校部活動については休止とし、これに伴い、スポーツ少年団活動についても活動の自粛をお願いしております。
	今後も状況を注視しながら、引き続き感染対策に努めるよう各学校に指示したところであります。
	次に、学校教育関係について報告申し上げます。
	上居辺小学校、中土幌小学校では、12月27・28日に、土幌小学校では1月14日から16日に冬休み学習サポートが行われ、冬休み期間の学習目標の確認や、基礎基本の学習、タブレットを活用した調べ物学習などを実施しました。
	また、教育委員会では、12月27日と28日の2日間、北海道大学の学生14名が町内の小・中学生に勉強を教えたり、一緒に体を動かしたりする「冬休み学習サポート塾」を開催し、小学生は延べ38名、中学生は延べ19名が参加しております。
	これらの事業は、個別指導により細かく行き届いた支援を行うことで、基礎的な学力向上を図ることができ、各学校では一般の先生方も指導に加わり、充実したサポート体制が組み立てられて効果を生み出しており、今後一層の充実を図ることにしております。
	次に、1月8日から苫小牧市で開催された第52回北海道中学校スケート大会に土幌町中央中学校男子6名、女子5名が出場し、女子2,000mリレーで3連覇をはたすと同時に女子学校対抗で8度目の優勝を成し遂げました。
	また、1月29日から長野県長野市で開催の令和3年度全国中学校体育大会第42回全国中学校スケート大会には、男子2名、女子5名が出場し、女子500m、1,500mで、2年生の奥秋静子さんが、第3位に入賞しました。
	さらに、女子学校対抗では、4位に入賞しました。

選手個々の努力とそれを支えてこられた保護者及び関係者各位に対し、深く敬意を表すると共に、今後の更なる活躍を期待するところです。

次に、教育環境の整備状況について、ご報告いたします。

士幌町中央中学校の校舎屋根の防水工事を実施し、老朽化による雨漏りの改善を図りました。また、全小・中学校の体育館の照明をLED照明に変更し、電気料金の削減を図っております。

次に、学校におけるインフルエンザの状況についてであります。例年11月頃から流行が始まっていましたが、今季についても、全国的に流行入りが見られておりませんし、本町においても発生の報告はありません。

インフルエンザの感染者が少ない原因は、まだはっきりとわかっていませんが、人と人との距離を取ることや、手洗い・うがい・マスクの着用などの新型コロナの感染予防対策の徹底が要素として大きいのではないかと考えております。

次に、学校給食に関して報告申し上げます。

今年度も、町肉牛振興会から「しほろ牛肉」の提供を受け、美味しいふるさと給食を味わうことができました。

ふるさと給食は、食育を推進し食と農を学ぶ上で極めて有効な教材であり、食材を提供していただきました同振興会に対しこの場をお借りし深く感謝を申し上げます。

また町酪農振興協議会からは、子どもたちの成長に欠かせない乳製品を消費拡大として、「バターやヨーグルト」の提供をいただきまして、この場をお借りし深く感謝を申し上げます。

2月21日、コロナ禍で「美濃市・士幌町小学生フレンドシップ交流事業」が2年続けて中止となったことから、学校給食を通じての交流を図りました。士幌町から美濃市へは「北海道フーズの冷凍コロッケ」、美濃市から士幌町へは、美濃市の特産であるサツマイモ「紅はるか」を使ったコロッケを頂き、子どもたちはいつもと違ったコロッケを美味しく頂いたところであります。

次に、士幌高等学校に関して報告申し上げます。

1月19日及び20日に、別海町で開催された第70回東北海道学校農業クラブ連盟実績発表大会に、校内大会を勝ち抜いた専攻班が分野Ⅰ類、分野Ⅱ類、分野Ⅲ類、クラブ活動発表の各分野に4チーム出場しました。結果、分野Ⅰ類で有機農業専攻班が優秀賞4席、分野Ⅱ類で環境専攻班が優秀賞4席、分野Ⅲ類で野菜専攻班が優秀賞1席、クラブ活動発表で優秀賞2席に入賞しました。

さらに、2月3日から4日にかけて富良野市で開催された日本学校農業クラブ北海道連盟第73回全道実績発表大会に同4チームが出場し、分類Ⅱ類で環境専攻班の「持続可能な地域環境を目指して～次の

100年へ、地域を守る防風林造成を～」が優秀賞5席に入賞することができました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前撮影した発表動画や書類審査による開催となりましたが、これまで継続して取り組んできた研究成果が評価される結果となりました。

次に、「第4回持続可能な世界・北海道高校生コンテスト」に専攻班の6チームが応募し、全80点の応募作品の中から環境専攻班が昨年に引き続き高校生コンテスト大賞を受賞し、他のチームについても優秀賞ほか4つの賞を受賞しました。また、1月22日にはオンラインによる発表・交流会が行われました。

本校から参加した生徒は、他校の学習成果を学ぶとともに、目標に向かって活動している生徒たちとの交流を通して、さらなる持続可能な社会を目指し、今後の活動に意欲を見せているところです。

次に、3月1日に執り行われました第69回卒業証書授与式は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、昨年同様に来賓のご列席を自粛いただくなど人数を最小限とし、卒業生と保護者（1名）及び教職員で時間を短縮し実施したところでございます。

今年度は、アグリビジネス科22名、フードシステム科23名、合計45名の生徒が学舎を後にしました。

卒業生の進路状況につきましては、進学は4年制大学に3名、短期大学に4名、各種専門学校に9名が、就職は公務員に2名、士幌町振興公社をはじめ各種企業等に26名が内定し、進路決定率は98%となっております。

なお、町内の各種企業等に4名が内定しており、平成29年より5年間で合計25名となります。

次に、令和4年度入学者選抜の再出願後の出願状況は、アグリビジネス科21名、フードシステム科11名となっております。2月10日には推薦入学者選抜の面接を、3月3日と4日には一般入学者選抜の学力検査と面接をそれぞれ実施し、今後さらに第2次募集を行い、入学生の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、社会教育関係について報告申し上げます。

本年度の文化・スポーツの各分野で特に輝かしい足跡を残した町民を顕彰する文化・スポーツ賞等につきましては、各学校や団体・個人からの推薦に基づき社会教育委員に諮問し、過日答申を受け、教育委員会の会議で、文化部門は4団体及び9名を、スポーツ部門は5団体及び18名を決定したところでございます。

次に、各種学習活動では、女性ライフスクール、柏樹学級につきましては、本年度の活動を中止しているところでございます。

次に、文化活動では、1月6日、総合研修センター武道館で第25回新春書初大会を開催しました。小学生から高校生、連合青年団など24

名が参加しました。作品は1月6日から13日まで総合研修センターのロビーで展示しました。

また、例年2月には、土幌町下の句かるた大会が実行委員会主催により開催していましたが、本年も新型コロナ対策のため中止したところでございます。

次に、スポーツ関係につきましては、農村運動公園スケートリンクが12月27日にオープンし、1月22日に町民スケート大会、1月29日に全十勝スピードスケート土幌大会、2月5日にはリンク納め記録会が開催され、2月10日に利用を終了しました。

今シーズンは雪不足により、町スケート協会によるリンクの造成維持管理で大変ご苦勞をおかけしましたが、リンクコンディションを保つことができたことに感謝を申し上げます。

その他、各競技団体等による各種大会が例年開催されておりましたが、新型コロナ対策のため、各主催団体の判断で中止されたところでございます。

次に、北海道教育庁からの通知により、年度末・年度始めの学校における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について、高校の卒業式は既に終了しておりますが、小・中学校の卒業式及び全校の入学式の対応につきましては、昨年と同様に、3密回避などの感染症対策を徹底することとし、参加者の身体的距離の確保、式全体の時間短縮、祝辞や式辞の文書配布などの対応により実施することにさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上申し上げ、教育行政報告といたします。

秋間議長

これで行政報告を終わります。

なお、行政報告に関連して一般質問を追加される方は、本日午後4時までに通告書を提出されるようお願いいたします。

本定例会に提出された議案について提案理由の総括説明を求めます。町長職務代理者総務企画課長、登壇願います。

亀野町長職務代理者

それでは、今期定例議会に提案しております議案の総括説明をいたします。

議案につきましては、補正予算6件、人事案件1件、条例の一部改正5件、3月20日に町長選挙がありますので、政策予算を除く経常経費を計上した骨格予算となる令和4年度一般会計から病院事業会計までの8件で、合計20件の議案を提出させていただきます。

議案第1号から第6号までは、一般会計ほか特別会計及び病院事業会計の補正予算であります。議案第7号は、公平委員会委員の専任であります。議案第8号から12号までは、条例の一部改正であります。議案第8号は、土幌町個人情報保護条例の一部改正で、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に伴う改正であります。議案第9号は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、非常勤職員の育

		<p>児休業等の取得要件緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について改正を行うものがございます。議案第10号は、職員の給与に関する条例の一部改正で、令和3年人事院勧告に伴い、期末手当を改正しようとするものがございます。議案第11号は、土幌町長等の給与等に関する条例の一部改正で、議案第10号と同様、期末手当の改定を行うものがございます。議案第12号は、土幌町消防団条例の一部改正で、消防団員の加入促進を図るために団員の処遇改善等について改めようとするものがございます。議案第13号から第20号までは、令和4年度の一般会計、6特別会計及び病院事業会計の予算についてであります。</p> <p>議案提案の都度詳細をご説明いたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます、総括説明といたします。</p>
5	<p>秋間議長 猪 狩 総務係長</p>	<p>日程第5、監報告第1号「例月出納検査報告」を行います。 職員に朗読させます。 監報告第1号。 土幌町長職務代理者総務企画課長、亀野倫生様。土幌町議会議長、秋間紘一様。 土幌町代表監査委員、佐藤宣光。 例月出納検査報告。 例月出納検査の結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。 例月出納検査報告書。 令和3年度11月分、令和3年12月20日、令和3年度12月分、令和4年1月20日、令和3年度1月分、令和4年2月18日、いずれも佐藤、河口監査委員。 下記の関係諸帳簿を調べ、現金出納状況及び現金保管状況につき検査をしたところ、いずれも適正であった。 記以下は記載のとおりですので、朗読を省略します。 以上です。 代表監査委員の補足説明があれば許します。 ございません。 これで例月出納検査報告を終わります。 ここで11時まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;">午前10時47分 休憩 午前11時00分 再開</p>
6	<p>秋間議長</p>	<p>会議を再開いたします。 日程第6、議案第1号「令和3年度土幌町一般会計補正予算」を議</p>

亀野総務
企画課長

題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長、亀野よりご説明申し上げます。

議案第1号 令和3年度土幌町一般会計補正予算〔第10号〕は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億478万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億5,287万9,000円に改めようとするものでございます。

繰越明許費は第2表、繰越明許費に、地方債の補正は第3表、地方債補正によるものでございます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業などの中止や事業実績などによる執行残の減額整理と、追加分ではふるさと寄附金の増に伴う一連の経費と除雪関連、道営土地改良事業負担金及び各基金の積立てによるものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたしますので、14ページを御覧願います。1款1項1目議会費では、コロナの影響により、8節旅費を280万円減額し、13節使用料及び賃借料を60万円減額いたします。

次に、2款1項1目一般管理費では、こちらもコロナの影響により、8節旅費を200万円減額をしております。

次に、6目企画費では、主にコロナの影響を受け、事業中止や出張の自粛などと併せ、それぞれ費用について減額をしており、追加分としてはふるさと寄附金の増に伴い、7節報償費で900万円を追加し、11節役務費では返礼品の運搬料300万円及び上から3行目の各種ポータルサイト利用手数料280万円、次の管理システムサービス手数料80万円を追加し、その他寄附受付委託料など12節委託料に寄附受付委託料150万円、管理支援業務委託料30万円、サイトページ構築委託料110万円、合わせて290万円を追加いたします。なお、農村地域の光ファイバー網整備の遅延に伴い、令和2年度から繰越をしている財源について事故繰越を行うため、国へ一旦返還する手続として、15ページの2枠目に当たりますが、22節償還金利子及び割引料に地方創生臨時交付金返還金2億7,398万2,000円を追加をしております。なお、返還財源として歳入の過年度収入へ同額計上しているところでございます。特定財源につきましては、指定寄附金1,500万円の充当のほかは、事業実績に応じて記載のとおり減額調整を行っております。

次に、15ページに移りまして、7目環境対策費では、コロナの影響により、7節報償費から18節負担金補助及び交付金までを合わせて32万5,000円減額をいたします。

次に、12目諸費では、特定財源について防災備蓄品の購入費用に対し道補助金の額が確定いたしましたので、地域づくり総合交付金130万円を追加し、財源補正を行うものでございます。

次に、14目愛のまち建設基金費では、24節積立金にふるさと納税分

として1,500万円を追加し、指定寄附金を同額充当するものでございます。

次に、15目飯島賞贈呈基金費では、表彰該当者がなかったため7節、記念品を減額し、次のページ、16ページに移りまして、24節で基金利子を積み立てるもので、特定財源についても同様の整理を行うものであります。

次に、18目開町100周年記念事業費では、コロナの影響を受けながらの記念事業となり、一部中止も含め、事業が終わりましたので、その精査に伴う減額となっており、8節旅費から18節負担金補助及び交付金まで合わせて606万2,000円を減額いたします。特定財源につきましては、ファイターズ関連事業の中止に伴い、いきいきふるさと推進事業助成金100万円を減額し、財源補正をしております。

次に、3款1項1目社会福祉総務費では、原油価格高騰のあおりを受け、10節需用費に光熱費分として77万円追加したほかは、コロナの影響により、8節旅費から18節負担金補助及び交付金まで合わせて216万9,000円を減額いたします。特定財源につきましては、民生児童委員活動経費負担金の費用弁償の減額に伴い、関連支出の財源補正を行い減額し、臨時冬期暖房費助成事業に伴う地域づくり総合交付金75万円を充当いたします。

次に、3目障がい者福祉費におきましても、特定財源につきまして障がい者等の通所施設等の交通費に対し財源補正を行い、地域づくり総合交付金26万5,000円を充当いたします。

次に、17ページに移りまして、4目老人福祉費では、コロナの影響を受けての事業中止に伴い、11節役務費、18節負担金補助及び交付金合わせまして172万7,000円を減額いたします。

次に、7目国民健康保険費では、保険基盤安定負担金過年度返還金、国庫及び道負担金として22節償還金利子及び割引料に36万3,000円を追加いたします。特定財源につきましても、国保会計からの基盤安定繰出金返還金を同額充当いたします。

次に、8目介護福祉費では、介護サービス提供基盤等事業費交付金の追加に伴い、18節負担金補助及び交付金に350万円を追加し、特定財源につきましても介護サービス提供基盤等事業費交付金を同額充当いたします。

次に、3款2項1目児童福祉総務費では、保育士、幼稚園教諭等の処遇改善臨時特別事業の実施に伴い、12節委託料に学童保育所及び中土幌保育園の運営委託料34万7,000円を追加しており、特定財源につきましては保育士等処遇改善臨時特別交付金34万1,000円を充当いたします。

次に、2目認定こども園費でも1目同様、保育士、幼稚園教諭等の処遇改善に伴い、1節報酬及び4節共済費合わせまして8万円を追加

し、予定していた研修中止など、8節、18節合わせて47万1,000円減額し、特定財源につきましては財源補正を行い、保育士等処遇改善臨時特別交付金12万4,000円を追加し、多子世帯への保育料軽減支援事業費補助金278万円を充当いたします。

次に、3目へき地保育所費につきましても、2目同様1節から次のページの18ページ上段の12節まで、保育士等処遇改善に伴い14万9,000円を追加し、特定財源におきましても同様の額を充当しております。

次に、18ページをお開きいただきまして、4目児童手当費では、児童手当制度改善実施円滑化事業の見直しに伴い、子ども・子育て支援事業費補助金272万8,000円を財源補正し、充当しております。

次に、5目子育て支援推進費では、コロナの影響により、各節合わせて8万5,000円減額しています。

次に、4款1項5目上水道費では、水道事業において各事業の完了に伴い、簡易水道事業会計への繰出金1,981万8,000円を減額いたします。

次に、5款1項1目労働諸費では、コロナの影響によりセミナー等の中止や助成制度に対しての実績精査に伴い、18節負担金補助及び交付金を650万円減額をいたします。

次に、19ページに移りまして、6款1項1目農業委員会費では、コロナの影響により、7節報償費から13節使用料及び賃借料までを合わせて191万3,000円を減額いたします。

次に、3目農業振興費では、農畜産物加工研修施設指定管理委託料の実績精査に伴い、12節委託料を803万円減額いたします。

次に、4目農業振興基金運用事業費では、18節負担金補助及び交付金で、コロナの影響により文化交流学生派遣事業負担金を365万円減額し、その他につきましては事業実績に伴い減額するもので、合わせて530万円を減額いたします。次に、24節積立金は、利子等の確定により3,331万8,000円を追加するもので、特定財源として基金利子収入、基金繰入金ほかを増減した3,170万4,000円を充当するものでございます。

次に、5目農業振興人材育成基金運用事業費では、1節報酬から8節旅費まで事業実績に伴い減額するもので、18節負担金補助及び交付金でコロナの影響によりそれぞれ減額し、合わせて51万3,000円を減額をいたします。24節積立金は、利子等の確定に伴い80万円を追加するもので、特定財源として基金利子収入28万3,000円を充当するものでございます。

次に、6目畜産業費では、事業実績に伴い、各節精査したところでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして20ページを御覧願います。7目土地改良事業費では、事業実績に伴い、12節委託料から21節補償補填

及び賠償金まで増減合わせて1,090万6,000円を追加し、特定財源として受益者負担金663万7,000円を追加し、起債3件合わせて1,830万円を減額、充当するものであります。

次に、8目農地利用集積円滑化事業基金運用事業費では、事業実績に伴い、18節負担金補助及び交付金を8万4,000円減額し、24節積立金に14万3,000円を追加し、特定財源として基金利子収入5万9,000円を充当するものでございます。

次に、21ページに移りまして、6款2項1目林業振興費では、特定財源につきましてエゾシカ緊急対策事業に対し道補助金が確定をいたしましたので、財政補正を行い、地域づくり総合交付金12万円を充当いたします。

2目林業費では、事業実績に伴い18節、道営林道事業負担金300万円を減額し、特定財源として辺地対策事業債310万円を減額、充当いたします。

次に、7款1項2目観光振興費では、重油価格高騰に伴い、しほろ温泉プラザ緑風指定管理者である株式会社ベリオーレに対し支援するため、18節負担金補助及び交付金に500万円を追加いたします。

次に、8款1項3目公園管理費では、業務実績精査に伴い、12節委託料を50万円減額し、2項2目道路橋梁維持費では、除雪経費として各節合わせて1,357万円を追加するものでございます。

次に、22ページをお開き願います。3目道路橋梁新設改良費では、事業実績に伴い8節から21節合わせて1億4,330万円を減額し、特定財源として国道支出金7,300万円及び起債3件5,180万円を減額、充当いたします。

次に、3項1目河川維持費では、事業実績に伴い12節委託料を90万円減額いたします。

次に、23ページに移りまして、8款4項1目公共下水道事業費では、事業実績により、下水道事業会計への繰出金4,264万円を減額するものでございます。

次に、8款5項2目住宅建設費では、公営住宅建設事業に係る事業確定に伴い12節委託料を59万2,000円減額し、特定財源においても同様の整理を行うものであります。

次に、3目住宅団地造成管理費では、事業実績に伴い16節公有財産購入費を400万円減額いたします。

次に、10款1項1目教育総務費では、コロナの影響により事業中止を受け、12節委託料を169万7,000円減額いたします。

次に、2目スクールバス管理費は、中士幌線バス修繕費用として10節、修繕料に100万円を追加いたします。

次に、1枚おめくりいただきまして24ページを御覧願います。10款2項2目教育振興費では、コロナの影響により都市小学校交流活動の

中止に伴い、18節負担金補助及び交付金を447万9,000円減額し、特定財源においても同額の調整を行い、愛のまち建設基金繰入金を397万9,000円減額いたします。

次に、10款4項2目教育振興費では、コロナの影響により、12節委託料を350万円減額し、特定財源についても同様の調整を行うものでございます。

次に、10款5項1目社会教育総務費では、コロナの影響により8節旅費を44万6,000円減額し、2目生涯学習推進費においてもコロナの影響により7節報償費を120万円減額をいたします。

次に、25ページに移りまして、14款1項1目道路橋梁災害復旧費では、特定財源について単独災害復旧事業債の借入れに伴い160万円の財源補正を行い、充当するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたしますので、13ページを御覧願います。特定財源以外の一般財源ですが、上段の20款5項5目2節、備荒資金組合納付還付金を9,249万9,000円減額計上して収支の均衡を図ったところでございます。

恐れ入ります、次に6ページを御覧願います。第2表の繰越明許費ですが、一部組合の負担金及び国の補正予算等を活用し、実施する事業について年度内に完了することが困難な事業などにつきまして計上しております。内訳につきましては、光ファイバー整備工事負担金ほか9事業を合わせまして6億2,343万6,000円を翌年度へ繰り越し、事業を実施するものでございます。

次に、7ページに移りまして、第3表、地方債補正は、昨年11月の大雨による災害復旧3件の災害復旧事業債を新たに追加し、各事業費の確定に基づき、起債限度額を7ページから8ページにかけてそれぞれ変更しようとするものでございます。

なお、26ページから28ページまでは給与費明細書、最終ページ、29ページには地方債の現在高の見込みに関する調書をそれぞれ掲載をしておりますので、ご参照のほど願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

7

日程第7、議案第2号「令和3年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

藤村保健
福祉課長

保健福祉課長、藤村から議案第2号 令和3年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第3号〕についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ795万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,683万円に改めようとするものであります。

歳出からご説明いたしますので、5ページをお開きください。8款1項1目保険税還付金は実績により過誤納付還付金10万円を追加、2目償還金は過年度分の基盤安定繰入金48万3,000円、保険給付費等交付金返還金2万9,000円を追加、特定財源はそれぞれ記載のとおり前年度繰越金を同額見込むものでございます。

2項1目直営診療施設勘定繰出金は、町立病院の救急患者受入れ態勢支援事業等として病院会計に繰り出すもので、734万3,000円を追加するもので、特定財源として道特別調整交付金等をそれぞれ記載のとおり見込むものでございます。

歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略をいたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

秋間議長

討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

8

日程第8、議案第3号「令和3年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

藤村保健
福祉課長

保健福祉課長、藤村から議案第3号 令和3年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第4号〕についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ368万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,933万3,000円に改めようとするものであります。

歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。3款1項1目介護予防・生活支援サービス費、下段、4項4目生活支援体

制整備事業費、5目認知症総合支援事業費は、国の保険者機能強化推進交付金等が確定したことによる財源補正であり、予算額に変更はございません。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金368万4,000円で、前年度繰越金に対して国、道への負担金等を精算したところにより積立てするものでございます。

歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略いたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

9

日程第9、議案第4号「令和3年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。施設担当課長。

上山建設課施設担当課長 施設担当課長、上山から議案第4号 令和3年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,536万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,470万1,000円に改めようとするものでございます。

第2条、地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものでございます。

最初に、歳出予算からご説明いたしますので、9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費では、18節負担金補助及び交付金では公営企業会計法適用に関わる業務負担金の確定により1,000万円の減額、26節公課費では252万4,000円を増額するものでございます。特定財源につきましては、公営企業会計適用債1,100万円を減額するものでございます。

次に、2款1項1目水道施設費の12節委託料402万6,000円、13節使用料及び賃借料10万円、14節工事請負費350万円、16節公有財産購入費10万円、21節補償補填及び賠償金18万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。特定財源につきましては、水道管移設工事負担金900万円の減額、水道施設費繰入金1,981万8,000円を減額とするもの

でございます。

3款1項2目利子の22節は、償還金利子及び割引料を2万円増額するものです。

次に、一般財源についてご説明いたしますので、7ページをお開き願います。4款1項1目繰越金は、前年度繰越金に2,445万1,000円を追加し、5款1項1目延滞金1,000円の減額、2項1目雑入の1,000円を減額し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

次に、4ページを御覧ください。第2表、地方債補正では、公営企業会計適用債1,100万円を減額して900万円に変更するもので、起債方法、利率、償還方法につきましてはここに記載のとおりです。

次に、10ページに移りまして、10ページでは地方債残高等の見込みに関する調書で、ここに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1 0

[日程第10、議案第5号「令和3年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。施設担当課長。

上 山 建設課 建設課施設担当課長、上山から議案第5号 令和3年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明いたします。

施設担当 第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,780万3,000円を減額し、課 長 歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,101万円に改めようとするものでございます。

第2条、地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものでございます。

最初に、歳出予算から説明いたしますので、9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費では、8節旅費5万円、26節公課費10万円を減額します。特定財源につきましては、一般会計からの繰入金50万円と公営企業会計適用債100万円を減額するものでございます。

次に、2目下水道管理費では、12節委託料を事業精査により565万円減額するものです。特定財源につきましては、一般会計からの繰入金957万4,000円を減額するものでございます。

次に、2款1項1目下水道施設費では、8節旅費10万円、12節委託料、事業精査、執行残合わせまして855万円、14節工事請負費についても事業精査により1,120万円、21節補償補填及び賠償金では10万円を減額するものでございます。特定財源につきましては、下水道施設移設工事負担金300万円の減額、社会資本整備総合交付金179万5,000円の減額、一般会計からの繰入金3,051万3,000円の減額、下水道事業債2,000万円を減額し、不用品売買収入10万円を追加するものでございます。

次に、10ページを御覧ください。3款1項1目元金では、22節償還金利子及び割引料を41万6,000円減額し、特定財源につきましては下水道事業債償還元金繰入金を同額減額するものでございます。

2目利子では、22節償還金利子及び割引料を163万7,000円減額し、特定財源につきましては下水道事業債償還利子繰入金を同額減額するものでございます。

次に、歳入の一般財源についてご説明いたしますので、7ページを御覧ください。5款1項1目繰越金では前年度繰越金425万円、6款2項1目雑入では消費税還付金収入3,628万2,000円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

次に、4ページを御覧ください。第2表、地方債補正では、公共下水道事業分を2,000万円、公営企業会計適用債分を100万円、それぞれ減額し、3,500万円に変更するものでございます。起債方法、利率、償還方法につきましては、ここに記載のとおりです。

次に、11ページは地方債残高等の見込みに関する調書で、ここに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり可決決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1 1 日程第11、議案第6号「令和3年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。病院事務長。

増田病院事務長 国保病院事務長、増田より令和3年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第2号〕についてご説明申し上げます。

第2条、収益的収入及び支出の予定額では、収入、1款病院事業収益8億8,126万6,000円を8億9,257万3,000円に、2項医業外収益3億7,756万8,000円を3億8,887万5,000円に改めるものです。

第3条の資本的収入及び支出の予定額では、収入、1款資本的収入1億63万8,000円を1億401万6,000円に、2項国保会計繰入金220万円を557万8,000円に改めるものです。

次に、補正予算説明書に基づき説明させていただきますので、4ページをお開き願います。収益的収入について、1款2項6目国・道補助金交付金で、新型コロナウイルスワクチン個別接種の促進事業支援金1,130万7,000円を追加するもので、新型コロナウイルスワクチン接種を加速させるため、接種業務に対応した病院に対し国から給付される事業支援金でございます。

続きまして、5ページ、資本的収入及び支出を説明させていただきます。資本的収入、1款2項1目国保会計繰入金は、病院での機器整備に係る国及び道の特別調整交付金の確定により337万8,000円を追加するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1 2 日程第12、議案第7号「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長職務代理者総務企画課長。

亀野町長職務代理者 それでは、議案第7号 公平委員会委員の選任につきまして提案説明を申し上げます。

地方公務員法第7条の規定によりまして、地方公共団体は条例の規定により公平委員会を置くこととされております。公平委員会は、職員給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判断し、必要な措置を講ずるほか、不利益処分の審査請求の裁決等を行う委員会でありまして、3人の委員をもって組織することとされております。また、委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関して識見を有す

		<p>る者のうちから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することとされております。</p> <p>今回公平委員3名のうち、現委員であります土幌南旭区の小坂美幸氏が令和4年3月28日で任期満了となることから、引き続き小坂美幸氏を専任したものでございます。</p> <p>小坂氏は、平成26年から2期8年、公平委員を務め、経験も豊富で、人格、識見とも公平委員に適性であると考えております。任期は4年でございます。</p> <p>よろしくご審議いただきまして、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。</p>
1 3	秋間議長	<p>説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これから議案第7号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。</p> <p>日程第13、議案第8号「土幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長職務代理者総務企画課長。</p> <p>亀野町長職務代理者 議案第8号 土幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>これは、デジタル社会形成整備法による施策の一つとして個人情報保護制度の見直しがありますが、現在個人情報保護制度を実施する主体によって適用される法令が異なることから、今回の見直しにより適用される法令を個人情報の保護に関する法律に一本化し、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等々及び地方公共団体、それぞれの特性に応じ、個人情報保護に関する規律を統一することとなったところでございます。これにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律は廃止され、本町が制定している個人情報の保護に関する条例についても個人情報保護の内容を踏まえながら改正を行うものでございます。</p> <p>それでは、別冊の説明資料の4ページを御覧願います。右の欄、第2条の中ほどになりますが、個人識別符号の定義及び次のページ、5ページになりますが、第15条の独立行政法人等の定義について、引用している関係法令の廃止に伴い、所要の整理を行うものでございます。</p> <p>それでは、議案に戻っていただきまして、附則の施行期日ではありますが、この法令の施行日である令和4年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上、議案第8号の説明といたします。</p>

秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 4	<p>日程第14、議案第9号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長職務代理者総務企画課長。</p>
亀 野 町長職務 代 理 者	<p>議案第9号 土幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>これは、令和3年10月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出において、国家公務員に関わる妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が示されたところであります。その措置の非常勤職員の育児休業等の所得要件緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について、国家公務員においては令和4年4月1日施行とされており、地方公共団体においてもその措置を講ずるよう通知があったところであります。このことを踏まえ、本町においても土幌町職員の育児休業等に関する条例に規定されている非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等をするため、改正をするものでございます。</p> <p>それでは、別冊の説明資料の6ページを御覧願います。新旧対照表は3ページからになりますが、改正の要旨で説明をさせていただきます。改正の内容は、1点目に非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和として、第2条第3号アの(ア)、育児休業及び部分休業の取得要件のうち、同一の職に引き続き在職した期間が1年以上であることを削除するもので、一部文言を改めております。</p> <p>次に、2点目では、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置として、妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び取得意向確認のための処理及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について本則に第23条、第24条を追加するものでございます。</p> <p>それでは、議案に戻っていただきまして、附則の施行期日ではありますが、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。</p>

		以上、議案第9号の説明といたします。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	秋間議長	質疑を終わり、討論を行います (な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 5		日程第15、議案第10号「職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例案」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長職務代理者総務企 画課長。
	亀 野 町長職務 代 理 者	議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につ いて説明をいたします。 これは、本年度の国家公務員の給与に関する法律の改正、人事院勧 告に伴い、期末手当を改正しようとするものであります。令和3年の 人事院勧告につきましては、昨年8月10日に勧告されたものでありま すが、月例給については民間との給与差がごく僅かで、改定は行わな いこととなりました。期末、勤勉手当、いわゆるボーナスについては、 年間4.45月から4.30月と0.15か月分引き下げる勧告を受け、本町にお いても勧告に準じ、改定するものであります。 それでは、別冊の説明資料の9ページを御覧願います。第14条第2 項中の「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中の「1 00分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67. 5」に改めようとするもので、令和4年度以降の分については6月と1 2月の期末手当をそれぞれ現行の1.275月から0.075月を引き下げ、1.2 0月とし、期末、勤勉と合わせて年間4.30月とするものであります。 それでは、議案の5ページに戻っていただきまして、附則の第1条 の施行期日ではありますが、本条例は公布の日から施行し、本年6月に 支給される手当から適用されます。なお、令和3年度は既に2回分の ボーナスを改定前の割合で支給を受けていることから、令和3年度未 実施分の0.15か月分の引下げに相当する額を減額するため、附則の第 2条、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を定めたも のでございます。 以上、議案第10号の説明といたします。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。

		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 6		日程第16、議案第11号「土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長職務代理者総務企画課長。
	亀野町長職務代理者	議案第11号 土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。 これにつきましては、先ほど職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、令和3年の人事院勧告により、一般職の職員の期末手当の支給率の引下げを考慮し、町長等の期末手当の支給率を職員と同様に年間4.45月から4.30月に改め、0.15月分引き下げのため、改正しようとするものであります。 それでは、別冊の説明資料の10ページを御覧願います。第4条第2項中の「100分の222.5」を「100分の215」に改めようとするもので、令和4年度以降分については6月と12月の手当をそれぞれ現行の1.275月から0.075月に引き下げ、1.20月とし、年間4.30月とするものであります。 議案の6ページに戻っていただきまして、附則であります。先ほど職員の給与に関する条例の改正と同様でございますので、省略をさせていただきます。 以上、議案第11号の説明といたします。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、討論を行います
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 7		日程第17、会議案第2号「土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。議会事務局長。
	佐藤議会事務局長	議会事務局長、佐藤よりご説明申し上げます。 会議案第2号を御覧ください。令和4年3月4日。

	<p>士幌町議会議長、秋間紘一様。</p> <p>提案者は、士幌町議会議員、清水秀雄。賛成者、士幌町議会議員、伊藤健蔵、同じく、中村貢、同じく、森本真隆、同じく、加藤宏一。</p> <p>士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について。</p> <p>上記の議案を地方自治法第112条及び士幌町議会会議規則第14条の規定により提出します。</p> <p>本条例におきましては、一般職の職員の期末手当の支給率引下げを考慮し、士幌町議会議員の期末手当支給率について改正するため、条例を改正するものであります。</p> <p>改正案につきましては、第5条第2項中「100分の445」を「100分の430」に改めるものです。</p> <p>附則といたしましては、第1条で、この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>第2条で、令和4年12月に支給する期末手当に関する特例措置として、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に445分の15を乗じて得た額を減じた額とするものがございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから会議案第2号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 8	<p>日程第18、議案第12号「士幌町消防団条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長職務代理者総務企画課長。</p>
亀野町長職務代理者	<p>議案第12号 士幌町消防団条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>これは、消防団の処遇改善について令和3年4月13日付消防庁長官通知、消防団員の報酬等の基準の策定等について及び令和3年8月、消防団員の処遇等に関する検討会最終報告を踏まえ、消防団員を確保し、地域消防、防災体制の充実強化を図るため、条例の一部を改正するものがございます。</p> <p>それでは、別冊の説明資料の11ページを御覧願います。第3条の2</p>

では、消防団の特定の消防事務に限り従事する機能別消防団員の制度を導入することに伴い、団員の種類として基本消防団員と機能別消防団員を追加し、これに伴い、第4条第2項、第8条第2項、第13条第1項、13ページに移りまして第15条第1項の団員種類による取扱いについて追加改正を行うものでございます。

第5条の2では、長期間消防団活動ができない団員が3年を超えない範囲で退団せずに消防団活動を休止できる規定を追加し、第11条及び第12条では災害、警戒、訓練等の職務に対して支給した費用弁償を出動報酬に改め、年額報酬及び出動報酬の金額の改定を行うものでございます。金額については、13ページを御覧いただき、別表の1の最終行の団員の年額報酬を3万1,000円から3万6,500円に、別表第2の災害出動の支給額を1日6,000円から1日8,000円にそれぞれ改めようとするものでございます。

その他につきましては、引用条項や文言の改正でございます。

それでは、議案の9ページに戻っていただきまして、附則の施行期日であります。この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第12号の説明といたします。

秋間議長
大西議員

これから質疑を行います。3番、大西議員。

消防団が異議申し立てるのはおかしいかと思いますが、今回のこの条例改正は消防団員を優遇して団員の増加を図ろうとしているものだと思うのです。全国で100万人の消防団員が今80万少ししかいないので、それをどのようにして増やそうかという総務省の考えなのだと思いますが、私が反対するのは、出動手当が5,000円から8,000円になる。だから優遇しているみたいに見えますが、災害というのは土幌町でも年間何回もないのです。そのほか、ここで一番大事なのは第11条で、今までは出動手当や年報酬や何かには費用弁償という名目で税金がかからなかったのです。今度は、出動手当と年報酬が多少上がったということで、全部税金をかけますということでありまして、そのおかげで、今男性団員が少ないので、女性団員を募集をしていますが、女性団員はご主人と一緒に働いていて扶養家族になっているので、その人によって給料によって多少違いますが、103万円を超えないように調整しながらみんな女性の人は働いているのです。それが今度の出動手当だと、これが年間出動手当、真面目に出ると大体10万円になるのかな。そうすると、扶養家族が切れていまいと何十万円も損してしまうので、女性団員が消防団を辞めなければならなくなる。団員を増やそうとする項目が逆になってしまうのではないのかと思うのです。今消防に3人女性団員いますが、皆さんそれを危惧しています。だから、総務省が増やそうとしている、財務省は税金かけるという変な話になって、これをやったおかげで団員が増えるわけではなく減るのだと思うの

です。

ですから、反対と言ってしまっても、条例を全国でつくっているものを士幌だけ反対だとこれをなくしても困る。どうしたらいいのかなと危惧しているのですが、新しい町長に町村会だとかで国に苦情を言ってもらわないと、財務省が税金かけるかどうかで今迷っているところは迷っているらしいのです。だけれども、この条例の中に報酬という名目になると税金かかりますから、費用弁償だとかからないが。財務省が今迷っているのに、ここでそういうふうな報酬にしてしまっているのか。反対しているのにもかかわらず、これをつくることで賛成してしまったことにならないのかなと思うのですが、職務代理者に聞いても何とも言えないが、どうしたらいいものか。消防団をやっている当事者として一番危惧しているのはそこなのです。

秋間議長 町長職務代理者。

亀野町長職務代理者 大変現場の貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。何とも私としても歯切れの悪い回答になるのですが、いろいろと矛盾はやっぱり今後解消していかなければならないと思いますので、ぜひとも今後においてその課題については消防課等も含めて新しい町長も含めて検討していきたいと考えてございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

秋間議長 そのほかございませんか。

(なし)

秋間議長 それでは、質疑を終わり、討論を行います

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次回は、8日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

(午前11時56分)